

No. 2 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、令和6年2月に策定した「横浜みどりアップ計画」における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1475号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	恩田東部特別緑地保全地区	約 14.9ha	
旧	恩田東部特別緑地保全地区	約 14.0ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成30年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1476号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	熊野神社特別緑地保全地区	約 4.6ha	
旧	熊野神社特別緑地保全地区	約 4.1ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港北区プラン」において、樹林地については、特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区等、多様な緑地保全施策による保全に努めるとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 20 年 3 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1477号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	川井本町特別緑地保全地区	約 3.4ha	
旧	川井本町特別緑地保全地区	約 3.1ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である川井・矢指・上瀬谷地区では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和3年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1478号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	名瀬町緑園特別緑地保全地区	約 4.4ha	
旧	名瀬町緑園特別緑地保全地区	約 2.0ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである大池・今井・名瀬地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン戸塚区プラン」において、緑の10大拠点をはじめとしたまとまった緑地について、土地所有者の協力を得ながら特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、できる限り保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和5年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。